入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年9月19日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　芹澤　　清
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
○第21号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　岩国飛行場（H26）下士官宿舎等新設電気工事
⑶　工事場所　山口県岩国市(米軍岩国基地内)
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
・下士官宿舎新設　鉄筋コンクリート造５階建て　延べ面積　約12,620㎡×２棟
・厚生施設新設　鉄筋コンクリート造３階建て　延べ面積　約2,440㎡×１棟
・管理施設新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約620㎡×１棟
・附属建物等新設（非常用発電機室、パビリオン、トレーニングパビリオン）一式
上記の附帯電気工事一式
⑸　工期　平成28年12月26日まで。ただし、下士官宿舎及び管理施設については、平成28年８月31日までとする。
⑹　使用する主要な資機材
照明器具　約9,500台、分電盤・制御盤等90面、受配電設備（1,750ＫＶＡ、2,000ＫＶＡ）、高圧ケーブル　約1,800m等
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年９月19日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H26）下士官宿舎等新設電気工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知書を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
⑵　装備施設本部長から「電気工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。
⑶　装備施設本部長が算定した「電気工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上である。
⑷　単体及び共同企業体の代表者は、平成11年度以降入札公告日までに元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上１階建て以上、かつ、延べ面積7,500㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る照明設備及び動力設備工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
代表者以外の構成員は、平成11年度以降入札公告日までに元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上１階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る照明設備及び動力設備工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。
⑸　工事全般の施工計画が適正である。
⑹　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。
ア　主任技術者は、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。
イ　監理技術者は、１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者である。
また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
ウ　平成11年度以降入札公告日までに元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積3,500㎡以上の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る照明設備及び動力設備工事の経験（１棟当たり）を有する。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＰ）。6．8．31）に基づく指名停止を受けていない。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。
⑼　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がない。詳細は入札説明書による。
⑽　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。
ア　企業による技術提案
「屋内電気工事における配管、配線及び器具取付け工事の品質管理について」
「資機材等搬入における配慮事項について」
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
なお、加算点の最高点数は40点とする。